

# 総務企画委員長報告

平成 30 年 12 月 18 日

去る 12 月 3 日に開議された本会議において、本委員会に付託されました議案について、10 日に総務企画委員会を開催し、慎重に審査した結果並びに経過を報告いたします。

議第 7 号、議第 11 号、議第 13 号、議第 15 号の議決案件 4 件は、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第 6 号については、今委員会で結論を出すのは時期尚早であるとの意見が多く、継続審査と決しました。

審査の経過について主なものを申し上げます。なお、議第 11 号及び議第 13 号については、審査に先立って現地視察をおこなっております。

特に、「議第 11 号指定管理者の指定について」では、「観光交流プラザ内に行政サービス窓口が設置されているが、指定管理との関係は。」との質問に対して、執行部からは「当面は利用者のことを考慮し、指定管理とは切り離して直営での運営として残す考えである。今後、コンビニでの交付申請等が定着してくれば、他の自治体同様廃止も検討する。」との答弁でした。

その他、各議案に対して確認の意味での質疑が数件ありましたが、何れも議案に対する異論ではなく、議決案件 4 件は全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、「陳情第 6 号 恵乃島工業団地北側農地の市街化区域編入について」は、休会中の 11 月 19 日に本委員会を開催し、安来商工会議所より陳情の主旨を伺う中で、早急に詳細計画を出すのは難しいとの見解でした。

また、同様の要望書が執行部へも提出されていることから、12 月 10 日の本委員会で副市長より「市の基本的な考え方としては、今後の安来市全体の発展を考えると、この案件については進めるべきであると考えている。」との発言がありました。

委員からは「市のスタンスがそうであれば、採択或いは趣旨採択」とすべきとの意見もありましたが、「企業側と農地の地権者側との思惑に距離があり、もう少し市の対応を含め、双方の状況を見極める必要がある。」との意見が多く、採決の結果、継続審査と決しました。

以上、総務企画委員長報告といたします